

令和2年5月14日

指定管理者指定期間の変更に伴う公募要項一部変更について

現在、港区立精神障害者地域活動支援センターは、解体工事以降、断続的に地中障害物が発見され、撤去工事に時間を要したことから、開設時期を令和3年4月1日から令和3年6月1日に変更します。

開設時期の変更に伴い、指定管理者の指定期間を令和3年4月1日から令和13年3月31日（10年間）を、令和3年6月1日から令和13年3月31日（9年10か月）に変更します。

指定期間の変更に伴い、公募要項が（1）のとおり一部変更となります。それに伴い、（2）の様式を再提出してください。

（1）公募要項変更箇所 ※は、公募要項対象ページ

	変更前	変更後
仮施設での 運営期間（※P1）	平成31年3月から 令和3年3月末まで	平成31年3月から 令和3年5月末まで
改築後の新施設での 運営開始時期（※P1）	令和3年4月1日から	令和3年6月1日から
事業者の指定期間（※P4）	令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで （10年間）	令和3年6月1日から 令和13年3月31日まで （9年間10か月）
様式受付期間（※P19）		令和2年5月15日から 令和2年5月29日まで
第一次審査（※P19）	令和2年4月13日	令和2年6月15日
第二次審査（※P19）	令和2年4月27日	令和2年6月29日

（2）再提出が必要な様式

公募要項様式 様式9（資金収支計画書）令和3年6月1日から令和13年3月31日

様式31（受託経費見積書）令和3年6月1日から令和4年3月31日